

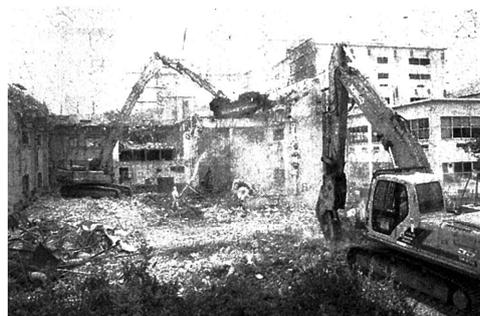
産廃条例改正で適正処理を推進

三重県 元請業者の責務追加

三重県は10月1日から、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく「解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の制度」を開始した。三重県では、不法投棄の発生件数が近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、発生件数で7割、発生量で9割を超える。適

正処理の推進を図るべく、産廃条例を改正し、同制度を施行。元請業者は、発注者に対し解体工事を始めるまでに発生する産廃の見込量・処分先・処分方法・処理費用を記載した書面交付の他、工事終了後、適正に処理した旨を記載した書面で報告する責務等が追加された。

また、交付した書面の写しの保存(5年間)を義務付ける。対象となるのは、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事(建物の解体で延床面積80平方メートル以上、工作物の解体で請負金額500万円以上)で、規定の規模未満については努力義務とする。改正条例では、元請



建設系廃棄物の不法投棄防止へ

告を受けた者が正当な理由なく引き続き条例の義務を果たさない場合の公表規定を設けた。

発注者には、適正処理の確認や、不適正な処理が行われていれば元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努め、その旨を速やかに県に通報するよう求める。加えて、産廃処分において優良認定処理業者へ委託する場合は実地確認以外の「間接的な方法による確認」(産廃情報ネットに公開される情報の確認等)を可能とし、規制の合理化を定めた。